

監査報告書

下町
内市山4
岡田
県山
岡
山
県
監査
発行
平成16年10月22日
価格
1箇定



監査 対 象 機 関 実 施 年 月 日	監査 対 象 機 関 実 施 年 月 日
(総務部関係県事務所)	(指摘事項) (教育使用料)の収入未済額が3,301,200円となっている。新たな収入未済の発生防止を図るとともになお一層の収入確保に努めること。
（保健福祉部関係県事務所）	（指摘事項） (児童保護弁償金の収入未済額が39,922,652円となっている。新たな収入未済の発生防止を図るとともになお一層の収入確保に努めること。

◎監査報告書(監査川印)
地方自治法(昭和31年法律第47号)第百九十九条第一項の規定による振替し、各のとおり公表する。
平成16年10月11日

監査結果
住 坂 田 水 駒 久 久
監査結果
住 坂 田 水 駒 久 久
監査結果
住 坂 田 水 駒 久 久

I 監査の概要

(1) 監査の対象年度
(2) 監査実施機関

平成15年度
全監査対象171機関
144機関のうちの101機関について監査を実施した。
監査は、次の方針により実施した。

(3) 監査実施方法
① 実地監査

監査委員が、監査対象機関に出向き、関係諸帳簿及び証拠書類との照合及び関係者からの説明の聴取により実施した職員による事前の調査結果を踏まえ、提出された監査資料等に基づき関係者から説明を聽する方法によった。
なお、公安委員会関係では、全対象機関の事前調査において、捜査報償費(賃費部分)の執行状況について、所長及び捜査員から執行内容、理由等を聴取した。

② 書面監査

監査委員は、監査対象機関に出向かず、職員による事前調査結果を踏まえ、提出された監査資料等により調査する方法によった。

II 監査の結果と意見
一 知事部局関係
ア 監査の結果

1 財務に関する事務の執行について監査した結果、指摘事項が認められた機関

は、次のとおりである。

○実地監査分

監査 対 象 機 関 実 施 年 月 日
(総務部関係県事務所)

監査 対 象 機 関 実 施 年 月 日
(企画振興部関係県事務所)

東 大 县 事 務 所	立 動 大 学 事 務 所	事 務 大 学 事 勿 所	事 勿 大 学 事 勿 所	事 勿 大 学 事 勿 所	事 勉 大 学 事 勉 所	事 勉 大 学 事 勉 所	事 勉 大 学 事 勉 所
立 動 大 学 事 勿 所	事 勉 大 学 事 勉 所	事 勉 大 学 事 勉 所	事 勉 大 学 事 勉 所	事 勉 大 学 事 勉 所	事 勉 大 学 事 勉 所	事 勉 大 学 事 勉 所	事 勉 大 学 事 勉 所
事 勉 大 学 事 勉 所	事 勉 大 学 事 勉 所	事 勉 大 学 事 勉 所	事 勉 大 学 事 勉 所	事 勉 大 学 事 勉 所	事 勉 大 学 事 勉 所	事 勉 大 学 事 勉 所	事 勉 大 学 事 勉 所
事 勉 大 学 事 勉 所	事 勉 大 学 事 勉 所	事 勉 大 学 事 勉 所	事 勉 大 学 事 勉 所	事 勉 大 学 事 勉 所	事 勉 大 学 事 勉 所	事 勉 大 学 事 勉 所	事 勉 大 学 事 勉 所

(生活環境部関係県事務所)

費	生	活	美	セ	ン	術	タ	一	平成16年8月16日
立	境	健	セ	ン	タ	二	一	平成16年7月22日	
保	共	画	推	ン	タ	二	一	平成16年8月18日	

(保健福祉部関係県事務所)

内	尾	セ	ン	タ	一	平成16年8月18日
---	---	---	---	---	---	------------

(産業労働部関係県事務所)

工	岡	倉	津	美	ン	専	門	タ	平成16年8月6日
業	山	數	山	作	ン	專	門	タ	平成16年8月20日
技	高	高	高	高	ン	專	門	タ	平成16年8月25日
術	等	等	等	等	ン	專	門	タ	平成16年8月11日

(農林水産部関係県事務所)

農	業	科	畜	地	業	試	技	技	平成16年8月17日
生	物	合	畜	業	研	究	術	術	平成16年8月16日
総	物	合	畜	業	タ	究	術	術	平成16年8月9日
食	合	合	畜	業	タ	究	術	術	平成16年8月24日
水	業	合	畜	業	タ	究	術	術	平成16年7月13日
林	業	合	畜	業	タ	究	術	術	平成16年8月23日

(書面監査分科会)

健	康	セ	合	ン	研	究	タ	一	平成16年8月17日
康	康	セ	合	ン	研	究	タ	一	平成16年8月16日
康	康	セ	合	ン	研	究	タ	一	平成16年8月9日
成	成	セ	合	ン	研	究	タ	一	平成16年7月24日

イ 監査意見

① 収入未済の解消について

平成15年度末における収入未済額は増加傾向が認められる。

未収金の回収に当たっては、公平負担の原則及び財源確保の観点から債務者の状況を的確に把握し、取扱方針を作成する等により、適切な債権管理に努めるとともに、関係部所等との連携など徴収体制を強化し未収金の解消及び新たな未収金の発生防止に努めること。

② 契約の方式について

各種契約事務においては、競争原理の導入努力の跡が認められるものの、依然として随意契約の事例が多數見受けられる。

特に、単独随意契約の場合は当該契約の目的、内容等の特殊性、契約の相手方の特定理由等の根拠を明確にする必要がある。

契約に当たっては競争性、公平性、透明性を高めるため、妥当性、必要性等を再度検証のうえ、競争原理を働かせ、経費の節減に努めること。

③ 交通事故の防止について

職員の交通事故の防止に当たっては、所内会議等によりその防止に努めているものの、平成15年度の公用車の引取は増加傾向が認められる。

今後とも、職員の事故防止意識及び具有財産管理意識の高揚を図るなど、発生防止に努めること。

- ④ 備品等の管理及び処分について
- 取得後比較的短期間で備品等の廃棄処分が行われているものが認められる。備品等の管理については、常に良好な状態に保つ等適切な管理を行うとともに、処分に当たっては、効率的な運用を図るために、管理換え、転用等有効な措置を十分検討のうえ、適切な処分をすること。

二 教育委員会関係

ア 監査の結果

- 1 財務に関する事務の執行について監査した結果、指摘事項が認められた機関は、次のとおりである。

該当なし

- 2 財務に関する事務の執行について監査した結果、特に指摘すべき事項が認められなかった機関は、次のとおりである。

○実地監査分

監	査	対	象	機	開	実	施	年	月	日
監	査	対	象	機	開	実	施	年	月	日

(教育事務所・教育機関関係県事務所)

高	情	報	教	育	事	務	タ	所	平成16年6月23日
高	情	報	教	育	事	務	タ	所	平成16年7月2日

(県立学校関係県事務所)

山	山	山	山	山	業	山	業	等	等	等
山	山	山	山	山	業	山	業	等	等	等
山	山	山	山	山	業	山	業	等	等	等
山	山	山	山	山	業	山	業	等	等	等
山	山	山	山	山	業	山	業	等	等	等

平	成	16	年	7	月	12	日
平	成	16	年	7	月	21	日
平	成	16	年	7	月	22	日
平	成	16	年	7	月	20	日
平	成	16	年	8	月	2	日
平	成	16	年	7	月	28	日
平	成	16	年	6	月	23	日
平	成	16	年	7	月	8	日
平	成	16	年	7	月	30	日
平	成	16	年	8	月	2	日
平	成	16	年	7	月	28	日
平	成	16	年	7	月	7	日
平	成	16	年	7	月	8	日
平	成	16	年	7	月	5	日
平	成	16	年	6	月	22	日
平	成	16	年	7	月	13	日

○書面監査分科会

(教育事務所・教育機関関係県事務所)

收手後比較的短時間で備品等の譲り受けが行われてゐるものがあつた。備品等の管理については、常に良好な状態に保つ等適切な管理を行うとともに、処分に当たっては、効率的な運用を図るために、管理換え、転用等有効な措置を十分検討のうえ、適切な処分をすること。

三 公安委員會關係

- 監査の結果**
1 財務に関する事務の執行について監査した結果、指摘事項が認められた機関は、次のとおりである。

監査対象機関	実施年月日
(公安委員会関係県事務所)	平成16年8月9日

2 財務に関する事務の執行について監査した結果、特に指摘すべき事項が認められた機関は、次のとおりである。

(公安委員会関係県事務所)

① 収入未済の解消について
平成15年度末における収入未済額は増加傾向が認められる。
未収金の回収に当たっては、公平負担の原則及び財源確保の観点から債務者の
の状況を的確に把握し、取扱方針を作成する等により、適切な債権管理に努め
るとともに、関係部署等との連携など徴収体制を強化し未収金の解消及び新たな
な未収金の発生防止に努めること。

② 契約の方式について
各種契約事務においては、競争原理の導入努力の跡が認められるものの、依然
として随意契約の事例が多く見受けられる。
特に、単利随意契約の場合は当該契約の目的、内容等の特殊性、契約の相手
方の特定理由等の根拠を明確にする必要がある。
契約に当たっては競争性、公平性、透明性を高めるため、妥当性、必要性等を
再度検証のうえ、競争原理を働かせ、経費の節減に努めること。

③ 備品等の管理及び処分について

児水井新津久	鳥原見山米	警察察察察察	監督監督監督者
平成16年7月23日	平成16年7月23日	平成16年7月23日	平成16年7月23日
平成16年7月23日	平成16年7月23日	平成16年7月23日	平成16年7月23日
平成16年7月23日	平成16年7月23日	平成16年7月23日	平成16年7月23日
平成16年7月23日	平成16年7月23日	平成16年7月23日	平成16年7月23日

監査意見

① 交通事故の防止について

職員の交通事故の防止に当たっては、署内会議等によりその防止に努めているものの、平成15年度の公用車の事故は増加傾向が認められる。

今後とも、職員の事故防止意識及び貴重財産管理意識の高揚を図るなど、発生防止に努めること。

② 備品等の管理及び処分について

取得後比較的短期間で備品等の廃棄処分が行われているものが認められる。備品等の管理については、常に良好な状態に保つ等適切な管理を行うとともに、処分に当たっては、効率的な運用を図るために、管理換え、転用等有効な措置を十分検討のうえ、適切な処分をすること。

◎監査報告書

地方公法（昭和11年法律第47号）第19条第4項の規定による実施した監査に付随する監査意見は、次のとおりである。

監査報告書
佐治良道謙一
平成16年7月23日

監査意見

- I 監査の概要
 - (1) 監査の対象年度 平成15年度
 - (2) 監査実施機関 3事業会計
 - (3) 監査実施方法 監査は、次 の方法により実施した。

① 実地監査

監査委員が、監査対象機関に出向き、関係諸帳簿及び証拠書類との照合及び関係者からの説明の聴取により実施した職員による事前の調査結果を踏まえ、提出された監査資料等に基づき関係者から説明を聴する方法によった。

- II 監査の結果
 - A 監査の結果

I 財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について監査した結果、指摘事項が認められた会計は、次のとおりである。

- ③ 備品等の管理及び処分について

取得後比較的短期間で備品等の廃棄処分が行われているもののが認められる。

監査 対 象 会 計	実 施 年 月 日
工 畜 用 水 道 事 業 会 計	平成16年7月23日

監査 対 象 会 計	実 施 年 月 日
病 院 事 業 会 計	平成16年7月23日

監査 対 象 会 計	実 施 年 月 日
（企 業 局）	（指摘事項）（医療収益（患者自己負担医療費等）の収入未済額が13,207,905円となっている。新たな収入未済の発生防止を図るとともになお一層の収入確保に努めること。）

監 査 対 象 会 計	実 施 年 月 日
（企 業 局）	（指摘事項）（医療収益（患者自己負担医療費等）の収入未済額が13,207,905円となっている。新たな収入未済の発生防止を図るとともになお一層の収入確保に努めること。）

監 査 対 象 会 計	実 施 年 月 日
電 気 事 業 会 計	平成16年7月23日

監 査 対 象 会 計	実 施 年 月 日
（企 業 局）	（指摘事項）（医療収益（患者自己負担医療費等）の収入未済額が13,207,905円となっている。新たな収入未済の発生防止を図るとともになお一層の収入確保に努めること。）

監 査 対 象 会 計	実 施 年 月 日
（企 業 局）	（指摘事項）（医療収益（患者自己負担医療費等）の収入未済額が13,207,905円となっている。新たな収入未済の発生防止を図るとともになお一層の収入確保に努めること。）

監 査 対 象 会 計	実 施 年 月 日
（企 業 局）	（指摘事項）（医療収益（患者自己負担医療費等）の収入未済額が13,207,905円となっている。新たな収入未済の発生防止を図るとともになお一層の収入確保に努めること。）

監 査 対 象 会 計	実 施 年 月 日
（企 業 局）	（指摘事項）（医療収益（患者自己負担医療費等）の収入未済額が13,207,905円となっている。新たな収入未済の発生防止を図るとともになお一層の収入確保に努めること。）

備品等の管理については、常に良好な状態に保つ等適切な管理を行うとともに、処分に当たっては、効率的な運用を図るため、管理換え、転用等有効な措置を十分検討のうえ、適切な処分をすること。